

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（下田臨海学園非常用放送設備）	No.5200728
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和6年2月5日	
契約金額	2,717,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社藤興産 (法人番号：2080101014559)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（下田臨海学園非常用放送設備）
指名業者 （案）	名 称 株式会社藤興産 所在地 静岡県下田市柿崎 4 1 - 2 0 代表者 代表取締役 須藤 雄司
特命理由	本件は、下田臨海学園の非常用放送設備が故障により使用できない状態のため、修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、下田市内に事務所を構える消防・防災設備の設計・施工を専門とする事業者であり、現在継続して委託している下田臨海学園の消防用設備の保守点検について、履行状況や点検結果への対応が良好である。 ② 下田臨海学園を利用する児童生徒の安心・安全のためにも早急に修繕をする必要があるが、上記業者は学園内の消防用設備について熟知していることから、他社よりも早急な対応が可能である。 ③ 他社による修繕を行った場合、保守点検業者と修繕業者との間で責任の所在が不明確になるが、上記業者であれば、一貫した対応が可能であり、安全性を確保できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）